第1回 木の文化を具体化する推進会議 次第

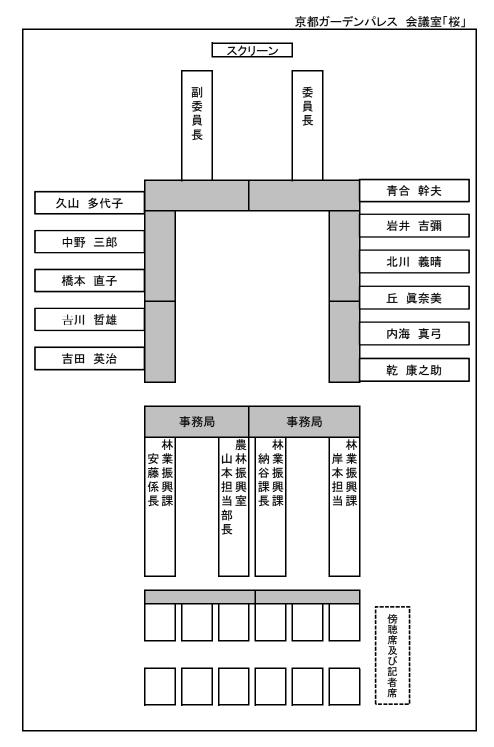
日時 平成25年10月31日 午前10時~正午 場所 京都ガーデンパレス 会 議 室 「 桜 」

- 1 あいさつ
- 2 委員長,副委員長選出
- 3 議題
 - (1) 木の文化を具体化する取組の進ちょく状況について

(2) 本市の森林の現状と課題について

(3) その他

第1回木の文化を具体化する推進会議 配席図(敬称略)



第1回木の文化を具体化する推進会議 委員名簿 (敬称略)

(50 音順)

	氏 名	職名等
1	青合 幹夫	京都府森林組合連合会 代表理事専務
2	乾康之助	京都木材協同組合 理事長
3	岩井 吉彌	元 京都大学大学院農学研究科 教授
4	内海 真弓	市民公募委員
5	丘 真奈美	京都ジャーナリズム歴史文化研究所 代表
6	北川 義晴	京北森林組合 代表理事組合長
7	久山 多代子	森林インストラクター
8	中野三郎	公益財団法人京都市森林文化協会理事長
9	橋本 直子	株式会社 Hibana 代表取締役
1 0	吉川 哲雄	京の山杣人工房 モデル工房「木輪舎」 代表
1 1	吉田 英治	京都市森林組合 代表理事組合長

以上 11名

木の文化を具体化する推進会議開催要綱

平成22年7月20日制定 平成23年8月15日改正 平成25年8月28日改正

(設置)

第1条 京の木の文化という視点から、山づくり・まちづくりを進める計画を具体的に 検討・推進するため、木の文化を具体化する推進会議(以下「会議」という。)を開 催する。

(構成)

- 第2条 会議は、委員12名以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者、林業関係団体の長、市民活動団体、木材取扱業及び 建築関係者等から、市長が選任する。
- 3 会議に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する。
- 5 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。 (任期)
- 第3条 委員の任期は、選任された日から翌年3月31日までとする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(活動)

- 第4条 会議は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 別に設置する検討会議で作成された活動案に関する検討
 - (2) 京の森林づくり、地域林業及び森林・林業関連業界の活性化を図るための包括的な組織の構築等に向けた検討
 - (3) 市民への普及啓発等その他必要と思われる活動

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

- 第6条 会議の事務を処理するため,産業観光局農林振興室林業振興課に事務局を置く。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。 附 則 この要綱は、決定の日から施行する。

木の文化を具体化する取組の進ちょく状況について

1 木の文化を具体化する推進会議について

(1) 設置の目的及び経緯

平成21年度に「木の文化を大切にするまち・京都」市民会議の「森と緑」検討プロジェクトチームにおいて、本市の森林管理のあり方や木材等の供給促進、森林についての理解の促進方策などを検討した。

そこで出された提言内容を踏まえ、引き続き「森と緑」検討プロジェクトチームの委員と関係者で、木の文化を具体化するための施策について、提案・意見交換を行うために平成22年度に「木の文化を具体化する推進会議」を設置した。

※「木の文化を大切にするまち・京都」市民会議の「森と緑」検討プロジェクトチームの提言内容

1 「木のあるまちづくり」

公共施設や民間施設における市内産木材の利用拡大, バイオマス利用の推進等

2 「森とまちの緑づくり」

人工林における持続可能な生産体制,伝統木造を支える森づくり,北山丸太文化を継承する森づくり,周辺三山の里山景観再生の森づくり等

3「森・緑・木のプラットフォーム」

森を作り、育て、木材を生産し、自然を守る組織の構築、川上から川下の連携等

4 「財源の確保」

(2) これまでの取組について

年度	議論の内容	その他
H22	第1回(平成22年10月7日)	・地域産材ストック
	・「木の文化を大切にするまち・京都」市民会	情報システム検討
	議の概要の説明と取組状況の報告	委員会を3回実施
	ストック情報システムのイメージについての	
	議論	
	第2回(平成23年3月22日)	
	・地域産材ストック情報システム検討委員会の	
	検討状況の報告	
	・市内産木材の流通や需要拡大に関する議論	
H23	第1回(平成23年10月12日)	・地域産材ストック
	・地域産材ストック情報システム検討委員会の	情報システム検討
	検討状況の報告	委員会を3回実施
	・京の森づくり、山づくりについて	・現地勉強会を1回
	第2回(平成24年3月27日)	実施(左京区総合庁
	・地域産材ストック情報システム検討委員会の	舎ほか)
	検討状況の報告	
	・京都三山の森づくりについて	
H24	第1回(平成24年10月18日)	・現地勉強会を1回
	・地域産材ストック情報システム構築の進ちょ	実施(第15長谷ビ
	くについて	ル)

- ・みやこ杣木の需要拡大や PR の方策について
- ・京都三山、特に東山における森づくりについ て

第2回(平成25年3月27日)

・地域産材ストック情報システムの試行状況について

2 平成24年度の「みやこ杣木」の需要拡大に関する取組について 【公共事業での取組】

- ・建築物の木造・木質化(白河総合支援学校東山分校 ほか5校)
- ・木製品の導入(ティッシュペーパー箱、木製感謝状など)

【民間への普及の取組】

- ・市内住宅のリフォーム材として上限25万円の市内産木材を提供 平成24年度実績 21件
- ・木質ペレットを燃料とするボイラー,ストーブの導入の支援 平成24年度実績 ボイラー3台,ストーブ45台

3 平成25年度の「みやこ杣木」の需要拡大に関する取組について 【地域産材ストック情報システムの本格運用】

別添 参考資料1参照

【京都市公共建築物等における木材利用基本方針の策定について】

別添 参考資料2参照

【公共事業での取組】

- ・建築物の木造・木質化(上京区役所など)
- ・木製品の導入(ティッシュペーパー箱、木製感謝状など)
- ・教育委員会や交通局と連携した市内産木材の利用促進

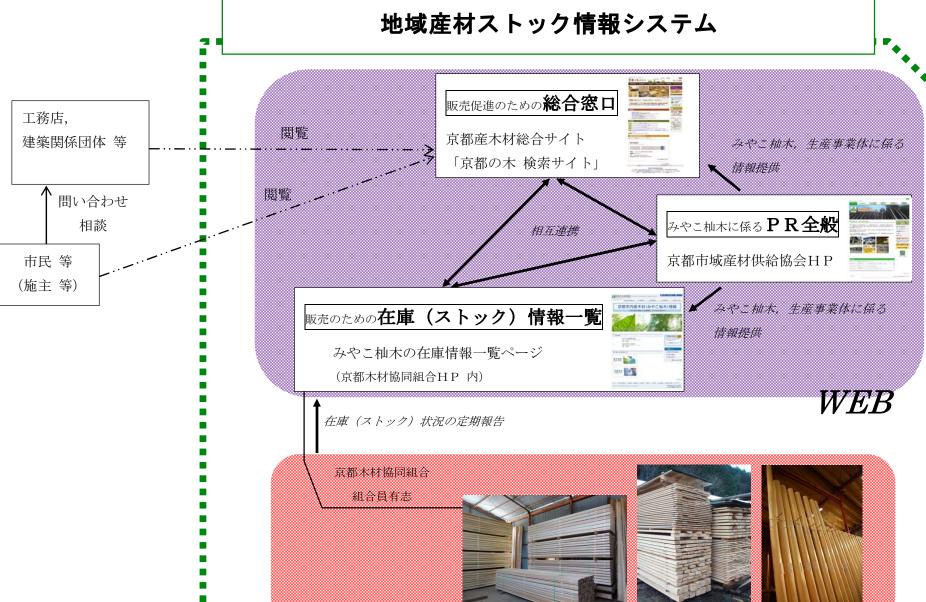
【民間への普及の取組】

- ・市内産木材の無償提供事業を住宅と店舗等とし、リフォームだけでなく新築 も対象とした。
- ・木質ペレットを燃料とするボイラー、ストーブの導入の支援

※「みやこ杣木」

京都市内の森林及び京都市内の林業事業体が林業生産活動を行う 森林で産出された木材を原材料とする製材品、磨丸太及びこれらの加 工品をいう。







助成金 【京都市】木質ペレットストーブの購入補助希望者の募集について (2013年05月20日)

助成金 【京都市】平成25年度京町家まちづくりファンド改修助成事業の募集について (2013年

05月08日)

過去のおしらせを見る

とに取引をおこなってくだ

さい。予めご了承くださ

11.

京都府産材取扱事業体のご紹介

登録されている取扱事業体をピックアップしてご紹介します。



○ページの先頭へ戻る

運営団体について | サイトマップ | サイトポリシー | 個人情報保護方針 | ログイン

京都府産木材認証制度運営協議会

サイト管理:京都府地球温暖化防止活動推進センター (特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議) 〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町41番3 電話:075-803-1128 FAX:075-803-1130 関連サイト:京都府内産木材認証制度(通称:ウッドマイレージCO_認証制度)のページ



森林と都をつなぐ「みやこ杣木(そまぎ)」

地域で生産された木材を地域で使うことは、環境負荷が少ないうえ、地域の森林・林業を活性化させ、二酸化炭素(CO2)の吸収・固定、水源かん養、土砂流出防止、国土保全など森林の持つ多くの機能の増進につながります。

京都市の面積の約74%を占める森林は、永年にわたり都への木材供給の役割を果たすと同時に、京都市域の環境を守り続けてきました。

今日、「木の地産地消」を進めることは、林業振興の観点だけでなく、地球温暖化防止をはじめとする環境の観点からも非常に重要な取組みです。















品質・性能・環境の表示

パシフレット等ダウシロード

各種申請書ダウンロード

リンク集

お知らせ一覧

京都の木検索ナビ

SOLO中に木を活かす木のプロ集団 な11 京都木材協同組合 Kypto Wood Industry Cooperative

京の山福代工房

平成の京町家



URIをメールで送信

新着情報		
	環境イベント 『ひとときフェスタ~まちで森とつながる暮らし』に出展します!	À
2013-07-30	平成の京町屋普及センター 8月セミナーご案内	ш
	京の七夕 ~年に一度、願いを込めて~	
2013-07-11	供給事業 申請書と承諾書の改正につきまして	
-,	_ +11m	

▲ページのトップへ

・サイトポリシー

お問い合わせ先:京都市城産材供給協会 075-406-2671

今日:41 昨日:49 総計:51975 Copyright © 2008-2012 Miyakosomagi All Rights Reserved.

□ トップページ

□京都木材協同組合とは □ 活動報告 □ 委員会紹介

□ 組合員紹介

□ 関連リンク集

京都市内産木材(みやこ杣木)情報

みやこ杣木の取扱いと在庫情報は、コチラからご覧下さい。

京の地産みやこ杣木



≥ お問合せ 🔓 個人情報について 📳 サイトマップ

トップページ >> 木材情報一覧

部材名。	樹種区	乾燥	等級国	長さ風	力法国	在庫数	地域詳細
構造材 <管柱>	桧	KD	並	3000	105 × 105	66本	内訳
構造材 <通り柱>	桧	KD	並	6000	105 × 105	5本	内訳
構造材 〈土台〉	桧	KD	並	3000	105 × 105	131本	内訳
構造材 <管柱>	杉	KD	並	3000	105 × 105	40本	内訳
構造材 〈大引〉	桧	KD	並	3000	90 × 90	54本	内訳
下地材<垂木>	杉	KD	並	4000	35 × 20	20束	内訳
下地材	杉	KD	並	4000	35 × 35	9束	内訳
下地材 <間柱>	杉	AD	並	3000	90×27	2束	内訳
構造材 〈梁・桁〉	杉	KD · AD	並	3000	105 × 150-300	60本	内訳
内装材 〈フローリング〉	杉	12220	並	1950	105 × 12	100枚	内訳
構造材 〈通り柱〉	杉	KD	並	6000	105 × 105	0本	内訳
構造材 〈土台〉	桧	KD	並	3000	120 × 120	20本	内訳
内装材 〈羽目板〉	杉		並	1950	100 × 12	100枚	内訳
内装材 <合決り>	杉	122	並	1970	205 × 12	50枚	内訳
内装材 <フローリング>	桧		並	1950	105 × 12	100枚	内訳
下地材 <間柱>	杉	KD	並	3000	105 × 27	20束	内訳
内装材 〈羽目板〉	桧		並	1950	100 × 12	100枚	内訳
下地材〈垂木〉	杉	KD	並	3000	45 × 45	20束	内訳
下地材	杉	KD	並	4000	45 × 15	20束	内訳
内装材 <羽目板>	杉	100000	並	1950	105 × 12	0枚	内訳
下地材 <間柱>	杉	KD	並	3000	105 × 45	20束	内訳
内装材 < 耳付板 >	杉	1000000	一等	4000	500×60	50枚	内訳
内装材 < 耳付板>	杉		一等	4000	600×60	20枚	内訳
内装材<耳付板>	杉		上小節	4000	500×60	10枚	内訳
構造材 〈土台〉	桧	KD	並	4000	105 × 105	97本	内訳
構造材 〈大引〉	桧	KD	並	4000	90 × 90	67本	内訳
下地材	杉	KD	並	4000	35 × 20	20束	内訳
下地材	杉	AD	並	4000	210×15	65枚	内訳
構造材 <束>	杉	KD	並	3000	90 × 90	15本	内訳
構造材 <管柱>	杉	KD	並	4000	105 × 105	40本	内訳
構造材 <通り柱>	桧	KD	111/	6000	120 × 120	12本	内訳
下地材 <間柱>	杉	KD	11/1	4000	105 × 27	20束	内訳
下地材 <間柱>	杉	KD	117	4000	105 × 45	20束	内訳
下地材 <間柱>	杉	KD	並	3000	90 × 45	20束	内訳
下地材 <間柱>	杉	KD	並	4000	90 × 45	20束	内訳
下地材 <間柱>	杉	KD	並	3000	90×27	10束	内訳
構造材 <梁・桁>	杉	KD	並	4000	120 × 150-300	30本	内訳
下地材 <間柱>	杉	AD	並	3000	90 × 45	50束	内訳
下地材 <間柱>	杉	AD	並	4000	90 × 45	50束	内訳
下地材 <間柱>	杉	AD	並	3000	105 × 45	60束	内訳
下地材 <間柱>	杉	AD	並	4000	105 × 45	120束	内訳
下地材 <間柱>	杉	AD	並	3000	120 × 45	50束	内訳
下地材 <間柱>	杉	AD	並	4000	120 × 45	55丁	内訳
下地材	杉	KD	ग्रेर	4000	90×15	30束	内訳
下地材	杉	KD	並	4000	105 × 15	30束	内訳

	組合員	専用
	グインID	
1	スワード	
	ログ	イン
>>	ご質問・お	問合せ
	当組合、材木に関 こちらお気軽にど	
	(3) お問合	せフォーム

り 関連リンク	
) (社)全国木材市売買方組合連盟	

(社)大阪府木材連合会 (社)京都府木材連合会

(社)全国木材市売買方組合連盟

関連リンクをもっと見る

※「長さ」「寸法」の単位は「mm」です。 ※在庫歌は名事業所の総合計であり、詳細については「内訳」をご覧ください。 ※在庫は日々変動しますので、詳細信報は名事業所(又は京都木材協同組合事務局)までお問合わせください。 ※掲載情報は代表的な部材を掲載していますので、その他も取り扱っております。

★ページトップ

▶ トップ ▶ 京都木材協同组合とは ▶ 活動報告 ▶ 要員会紹介 ▶ 組合資紹介 ▶ 関連リンク ▶ お問合せ ▶ 個人情報保羅 ▶ 京都市内屋木材情報 ▶ サイトマップ

Copyright Kyoto Wood Industry Cooperative, 2012 All rights reserved.

京都市内産木材(みやこ杣木)情報 取扱いと在準情報は、コチラから、

京都市公共建築物等における木材利用基本方針

- 森林は多面的機能を有しているが、近年の林業の低迷により森林の荒廃が進んでいる。
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき「京都市公共建築物等における木 材利用基本方針」を策定する。

この方針は、市内林業の持続的かつ健全な発展と森林の適正な整備・保全を図るため、広く市民の利 用に供される公共建築物等における木材利用の拡大に本市が率先して取り組み,もって民間における市 内産木材の需要の拡大につなげるものである。

第2 公共建築物等における木材利用推進の意義と効果

- 健全な森林の育成と治山治水等の公益的機能の増進
- ・林業をはじめとした市内産業の振興,京都の景観等自然環境の向上及び木の文化の次世代への継承
- 自然の恵みを活かした自立分散型の持続可能なエネルギー社会の実現
- 木の良さを実感する機会の提供と木材利用推進の意義についての市民理解の醸成
- 林業関連事業者の生産体制の強化等による民間の木材需要の拡大

公共建築物等における木材利用推進の基本事項

無3

- ・木の特性を活かした木質化・木造化により計画的かつ継続的な木材利用を図る。
- 建設企画段階から関係局による木質化・木造化の検討を行う。
- ・木製品や木質バイオマスを燃料として使用する機器を積極的に導入する。
- 利用する木材は、可能な限りみやこ杣木とする。
- 平成30年度におけるみやこ杣木利用量の数値目標を定める。

天井,壁,窓枠等の室内に面する 柱、梁、小屋組等への木材の利用 土留め資材, 横断防止柵, 路面材 材料に木材を使用したものを導入 工事標示板等への木材の利用 木質ペアットストーブの拳人 木質ペアットボイラーの拳人 部分等への木材の利用 ※法令の規定や建築物の機能等により木材利用が困難な場合を除く。 木質化の推進 木材利用推進の具体的な取組 木質化 木衛化 揭示 化石燃料をエネルギー源とするボイラー,空調設備等 增築, 改築又は模様替 新築、増築又は改築を行う えを行う公共建築物(※) 空調設備等 椅子, 収納用什器, 公共建築物 (※) 土木構造物等 消耗品等 新築, 机板.

第4 公共建築物等におけるみやこ杣木利用の数値目標(平成30年度)

〇公共建築物

木材利用量:50m³ (現状) →100m³

〇土木構造物館

木材利用量:2mg(現状)→30mg

○木製調度品等

木材利用量:7.6m³(現状)→15m³

木質ペレットを燃料として使用するストーブ 〇木質パイポマスを核料として使用する機器

14台 (現状累計) →28台 (累計) 木質ペレシトを燃料として使用するボイラー:

3台(現状累計)→6台(累計)

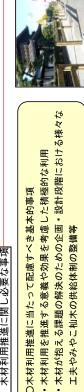












- 木材利用を推進する意義や効果を考慮した積極的な利用

〇木材利用推進に当たって配慮すべき基本的事項

第5 木材利用推進に関し必要な事項

〇課題の解決に向けた具体的事項

エ夫やみやこ杣木の供給体制の整備等

〇企画・設計等に関する事項

- 建設のみならず維持管理や解体・廃棄等まで考慮した設計
- 木材の良さを広く市民に普及啓発する様々な創意工夫
- みやこ杣木の乾燥・加工等の期間を考慮した効率的な調達についての検討

〇みやこ杣木の供給体制の整備に関する事項

- 林業関連事業者がニーズに対応した高品質かつ安価な木材の供給や品質・価格等に関 する正確な情報発信等を実施できる体制の強化への支援
- 公的な品質基準であるJASと同等とみなすことができる規格制度の運用の検討 ・高性能林業機械の導入や林内路網の整備促進等の伐採・搬出条件の改善支援

- 毎年度公共建築物等における木材利用の年次計画を作成するとともに進捗状況の確認を行う。
- 民間におけるみやこ杣木利用の促進に向けた普及啓発を行う。
 - ・木質バイオマスのエネルギー利用の検討を進める。
- ・数値目標の設定年次である平成30年度に、課題や効果的な木材利用方法、数値目標の達成度等の 総括を行い,方針の内容の充実を図る。

京都市公共建築物等における木材利用基本方針

平成25年9月 京都市

はじめに

京都市は、森林面積が市域の約4分の3を占め、山紫水明の都として千二百余年に及ぶ悠久の歴史と木の文化を育んできた。その背景には絶えず森林があり、森林と人とが密接に関わることで、木材等の林産物の供給、豊かな水源の涵養、土砂災害の防止、美しい景観の形成など、森林が有する多面的な機能が維持されてきた。

しかし、昭和40年代からの外材の輸入量の増加や国産材価格の下落、バブル景気の崩壊とその後の景気の後退に起因する木材需要の減少、林業の担い手不足・高齢化等といった全国的な傾向と同様に、市内の林業が長期にわたって低迷している。その結果、森林の適切な整備が遅れ、荒廃する森林が増加し、森林が有する多面的な機能が低下している。

そのため、京都市ではこれまで、市内の林業を活性化し、「木の文化」の次世代への継承を図るために、京都市木材地産表示制度の創設や京都市地球温暖化対策条例に基づく特定建築物への市内産等の木材の利用の義務化、木質ペレットの需要拡大、学校や庁舎などの公共建築物等への木材利用に取り組んできたところである。

しかしながら,市内の林業を巡る状況は,以前にも増して厳しく,民間も含めた さらなる木材需要の拡大が必要となっている。

こうした中、平成22年度には、木材の利用を通じ、林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、地方公共団体においても独自の木材利用の方針を策定することが可能となった。

そこで、京都市においても、市有の公共建築物や土木構造物、本市が調達する調度品等(以下、「公共建築物等」という。)において、これまで以上の市内産木材の積極的な利用を図るため、「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」を 策定する。

第 1		趣旨	1
第 2	1		1
	2	木材利用推進の効果	
第3		公共建築物等における木材利用推進の基本事項	3
	1	木材利用推進の方向性	
	2	木材利用推進を図る公共建築物	
	3	木材利用推進を図る土木構造物等	
	4	木製調度品等の積極的な導入	
	5	木質バイオマスを燃料とした機器の積極的な導入	
第4		公共建築物等におけるみやこ杣木利用の数値目標	7
	1	公共建築物について	
	2	土木構造物等について	
	3	木製調度品等について	
	4	木質バイオマスを燃料として使用する機器について	
第5		木材利用推進に関し必要な事項	8
	1	木材推進に当たって配慮すべき基本的事項	
	2	課題の解決に向けた具体的事項	
笙 6		会後の取組	0

第1 趣旨

この基本方針は、市内林業の持続的かつ健全な発展と森林の適正な整備・保全を図る ため、広く市民の利用に供される公共建築物等における木材の利用の拡大に本市が率先 して取り組み、もって、民間における市内産木材の需要の拡大につなげるものである。

第2 公共建築物等における木材利用推進の意義と効果

1 木材利用推進の意義

- (1) 木材の計画的かつ継続的な利用は、森林整備を行っている林業者に安定した収益をもたらすなど林業の活性化につながり、また、健全な森林の育成に大きく寄与するとともに水源の涵養や山地災害の防止等の公益的機能の増進に貢献する。
- (2) 京都市域で育った木材「みやこ杣木*」の地産地消は、林業やその関連産業の振興と京都の景観等の自然環境の向上に大きく貢献し、先人が育んできた「木の文化」の次世代への継承につながる。
 - ※ みやこ杣木とは、京都市内の森林及び京都市内の林業事業体が林業生産活動を行う森林で産出 された木材を原材料とする製材品、磨丸太及びこれらの加工品をいう。
- (3) 木材は、断熱性・調湿性に優れ、人々の心にやすらぎを与えるほか、製造時のエネルギー消費が小さいことや、生長過程において吸収した炭素を長期間にわたって 貯蔵する等の特徴があり、低炭素社会の実現に欠かせないものである。
- (4) 本市は、自立分散型の持続可能なエネルギー社会の実現を目指すエネルギー戦略 の柱の一つとして、森林バイオマス等の自然の恵みを生かした取組を想定しており、 木材のエネルギー利用はこの目標達成に大きく資する。

2 木材利用推進の効果

- (1) 公共建築物等は、広く市民に利用されるものであることから、木材の利用を通じて、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することになり、併せて、取組の状況や効果等についてわかりやすく情報発信することにより、木材の特性やその利用の促進の意義についての市民の理解の醸成を効果的に図ることができる。
- (2) 公共建築物等における計画的かつ継続的な木材の利用は、木材の品質の確保や生産コストの低減、安定的な供給等の生産体制の強化に寄与することから、民間における需要の拡大といった波及効果が期待できる。



<左京区総合庁舎>



<凌風小学校・中学校(南区)>



<京都市動物園(左京区)>

第3 公共建築物等における木材利用推進の基本事項

1 木材利用推進の方向性

- (1) 公共建築物等において、法令の規定や建築物の機能等により木材利用が困難な場合を除き、木の特性を活かして木質化・木造化を進めることによって、計画的かつ継続的な木材利用を図る。
- (2) 公共建築物等の建設企画段階から、関係局による木質化・木造化の検討を行う。
- (3) 公共建築物等において、木質化・木造化だけでなく、木製の備品や調度品等(以下、「木製調度品等」という。)を優先購入するとともに、木質バイオマスを燃料として使用する暖房機器等を積極的に導入する。
- (4) 利用する木材は、可能な限りみやこ杣木とする。
- (5) 本方針において、平成30年度におけるみやこ杣木利用量の数値目標を定める。

2 木材利用推進を図る公共建築物

(1) 対象

市有の公共建築物を対象とする。

利用部位の具体例

(建物の内外装等)

壁、床、建具、間仕切り、カウンター、ルーバー、手すり等

(構造)

建築物の主要構造部である柱、梁、小屋組等

(建築設備)

空調吹出し口等のカバー,衛生器具の紙巻器等,受水槽等

(屋外)

舗装材, 塀, 柵, ベンチ, 花壇, 案内板 等

(2) 木質化の定義及び推進する範囲

ア 木質化の定義

建築物の天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する 部分、屋外構造物等の全部又は一部に木材を利用することを「木質化」という。

イ 推進する範囲

新築、増築、改築又は模様替えを行う市有の公共建築物のうち、以下の①又は② のいずれにも該当しないものについて木質化を図る。

- ① 建築基準法等の規定により木質化が困難な場合
- ② 建築物に求められる機能等の観点から、木質化になじまない又は木質化を図ることが困難な場合

なお、①及び②に該当する場合についても、今後の木材に関する新たな技術開発やコスト面等の課題解決の状況を踏まえ、適宜木質化を検討する。

(3) 木造化の定義及び推進する範囲

ア 木造化の定義

建築物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組等の全部又は 一部に木材を利用することを「木造化」という。

イ 推進する範囲

新築, 増築又は改築を行う市有の公共建築物のうち, 以下の①から③までのいずれにも該当しないものについて木造化を図る。

- ① 建築基準法等の規定により木造化が困難な場合
- ② 建築物に求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある等、構造計画やコストの増加により木造化が困難な場合
- ③ 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設,治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設,危険物を貯蔵又は使用する施設,文化財の収蔵・展示施設等,当該建築物に求められる機能等の観点から,木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合

なお、①から③に該当する場合についても、今後の木材に関する新たな技術開発やコスト面等の課題解決の状況を踏まえ、適宜木造化を検討する。

3 木材利用推進を図る土木構造物等

(1) 対象

京都市が実施する土木工事における土木構造物及び仮設資材を対象とする。

(2) 木質化の推進を図る土木構造物等

周辺環境との調和等を考慮する必要がある場所では、求められる性能や使用する 部位を考慮しながら、土留め資材、横断防止柵、路面材等の土木構造物や工事標示 板等の仮設資材の木質化を進める。

併せて、木材利用の推進に寄与すると見込まれる新たな技術や工種等について、 積極的に試験施工に取り組む。



<土留め資材(林道久多尾越線)>



<横断防止柵(下京区)>



<工事標示板>

今後, 木質化を検討するもの

○土木構造物

道路、公園、河川、農林水産業関連に利用する土木構造物

(公園・外構施設)

四阿, 遊具, ベンチ, 緑化支柱, 路面材, 階段, 柵, プランター, 案内板等

(公園・外構施設以外)

土留め資材, 横断防止柵, 路面材, 橋の高欄, 階段, 側溝蓋, 杭柵, 法面保護, 基盤吹付け材等

○仮設資材

工事標示板等

4 木製調度品等の積極的な導入

市有の公共建築物で使用する机, 椅子, 収納用什器をはじめとしたオフィス家具類, 掲示板, 案内板等の備品及び消耗品については, 可能な限り材料に木材を使用したも のを導入する。

具体例

机, 椅子, 棚, 収納用什器(棚以外), パーティション, コートハンガー, 傘立て, 掲示板, 案内板, カウンター, 名札, 記念品等



<表彰状>

5 木質バイオマスを燃料として使用する機器の積極的な導入

市有の公共建築物においては、運用方法や設置に必要なスペースを十分に考慮のう え、木質ペレットを燃料とするストーブやボイラー等を積極的に導入し、化石燃料か ら木質バイオマス燃料への転換を図る。



<木質ペレットストーブ>

第4 公共建築物等におけるみやこ杣木利用の数値目標

平成30年度におけるみやこ杣木の利用量に係る数値目標を以下のとおり定める。 ただし、総量として、毎年度 $60m^3$ 以上は利用するものとする。

1 公共建築物について

公共建築物におけるみやこ杣木利用量:

50 m³ (現状) →100 m³ (平成30年度)

2 土木構造物等について

土木構造物におけるみやこ杣木利用量:

2 m³ (現状) → 30 m³ (平成30年度)

3 木製調度品等について

木製調度品等におけるみやこ杣木利用量:

7. 6 m³ (現状) → 15 m³ (平成30年度)

4 木質バイオマスを燃料として使用する機器について

木質ペレットを燃料として使用するストーブ:

14台(現状累計)→28台(平成30年度累計)

木質ペレットを燃料として使用するボイラー:

3台(現状累計)→ 6台(平成30年度累計)

第5 木材利用推進に関し必要な事項

1 木材利用推進に当たって配慮すべき基本的事項

木材利用を推進することの様々な意義や効果を考慮し、みやこ杣木、京都府内産木 材認証材、国産材等の順に、積極的な木材の利用に努める。

しかしながら、木材には、他の構造と比べて、コストが割高となる、一定の品質の 材料が得られにくい等の課題があり、加えてみやこ杣木については、調達に時間がか かる、JAS認証を受けた構造材の調達が困難である等の課題もある。

そこで,公共建築物等の企画・設計等の段階における様々な工夫やみやこ杣木の供給体制強化の支援等を行うことによって,課題の解決を図る。

2 課題の解決に向けた具体的事項

(1) 公共建築物等の企画・設計等に関する事項

公共建築物等の企画・設計段階においては、建設時のみならず、建設後の維持管理や解体・廃棄等についても考慮するとともに、木材の良さを広く市民に普及啓発する様々な創意工夫等について十分な検討を行い、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

○企画段階における工夫

・和風の意匠を念頭に置く等、京都の「木の文化」を実践する工夫

쑄

○設計段階における工夫

- ・一般的に流通している規格や同じ規格を繰り返して使用する等,木材を低廉で 安定的に調達する工夫
- ・部材の点検・補修・交換が容易な構造にする等,維持管理のコストを低減する 工夫
- ・腐食しやすい部位での使用を避ける,湿度対策を施す等,物理的な劣化に対する部材の耐久性を確保する工夫

等

また,みやこ杣木の乾燥や加工等には相応の期間を要するため,その効率的な調達の在り方について検討を行う。

なお,木材を利用できない場合もしくはみやこ杣木以外の木材を利用する場合には,公共建築物等の企画・設計段階において,その理由を明確にする。

(2) みやこ杣木の供給体制の整備に関する事項

林業関連事業者が公共建築物等の発注ニーズに対応した高品質で安価な木材の 供給,その品質や価格等に関する正確な情報の発信,木材の具体的な利用方法の提 案等を実施できる体制の強化を支援する。

また、伐採・搬出における労力とコストの削減を図るため、高性能林業機械の導 入や林内路網の整備の促進等の伐採・搬出条件の改善を支援する。

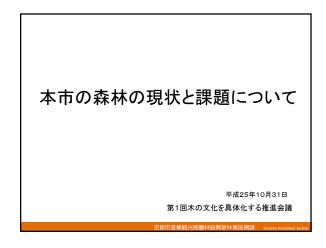
さらに、公的な品質基準であるJASと同等とみなすことができる規格制度の運用等の検討を進める。

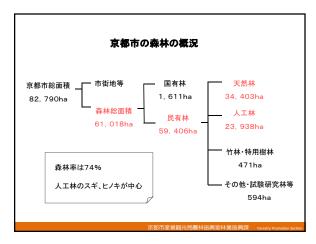
第6 今後の取組

今後は、毎年度の公共建築物等における木材利用に係る年次計画を作成し、並行して 供給体制の整備状況を確認しながら、庁内に委員会等を設置して、取組の進ちょく状況 を確認する。

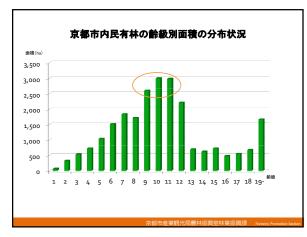
また、民間の建築物におけるみやこ杣木を利用した自発的な木質化・木造化や木製調 度品等の活用が促進されるよう、みやこ杣木の利用意義について広く普及啓発を行う。 なお、木材利用の一層の拡大のため、発電をはじめとした木質バイオマスのエネルギ 一利用についても積極的に検討を進める。

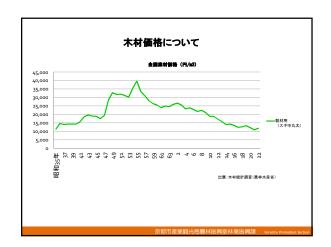
数値目標の設定年次である平成30年度に、課題や効果的な木材利用方法、数値目標の達成度等の総括を行い、社会情勢や経済情勢を踏まえた修正を加え、内容の充実を図る。

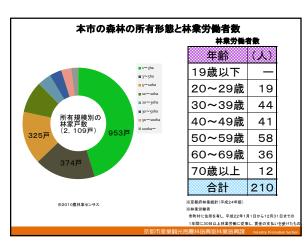








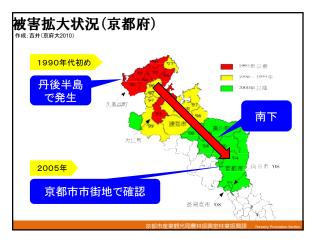
















まとめ

本市の森林の現状

- ・林業の衰退による森林の放置
- ・里山の放置による森林の荒廃

今後の課題

地域の特色を生かした強い林業の再生

災害に強く、景観的にも美しい健全な森づくり

東山の優占種だったアカマツは 小さな外来種によって次つぎに枯死しています

京都三山の象徴的な木であったアカマツが 1970年頃から突如として枯れはじめ、急速に 姿を消しています。マツ枯れは、北米から侵入し たマツノザイセンチュウという線虫がマツノマダ ラカミキリという昆虫によって運ばれることに よって引き起こされます。







(撮影・高原光)

台風などの暴風害による 倒木も、森林景観に 大きな影響を与えます

のカミキリの体内に乗り 枯れたマツの樹の中でこ 移り、羽化したカミキリ が元気なマツの樹に飛来 し、その若枝をかじる時、 マツの体内に侵入します

後の清水山。右・風害木の整理実況。大量の倒木を木材や薪として利用するために搬出しているようす

左・1934年の室戸台風直



この生物がマップラーでの生物がマップラーではあると、使から葉に運ばれる水の流れが妨げられ、マッが枯れてしまいますれてしまいます。 北アメリカ原産の長さ 1mm ほどの線虫です。 マツノザイセンチュウ





5月の東山を被う黄白色と緑のまだら模様が シイの勢力拡大を象徴しています

-の70年代後半から、新緑の三山にシイ(コ ジイ、スダジイ)の黄白色の花が目立つようになり ました。集団枯死したアカマツ林の跡に、常緑広 薬樹のシイが増えているのです。明治時代から「禁 伐」となっている東山連峰のかなりの部分が、す でにシイ林となっています。



シイが繁茂しすぎると、林床 (森林の地表面) に光が十分に届かなくなり、草本や次世代を担う稚樹が育ちにくくなります(撮影・森林再生支援センター)

(撮影・二井一禎)

(提供・京都大阪森林管理事務所)

(提供・京都大阪森林管理事務所)

変化 その3 変化 その 4 右上・シカの食害によって樹皮 が剥ぎ取られた樹木 シカの食害を受けた植林地 上・竹材を採取する必要がなくなった くなり、管理されなくなった 竹林は、手入れが行き届かな い周囲の森林に並大します。 林床には草本はなく、タケだ けの単純な構成になります 柏

森林景観の変化は次のステージにシイ林拡大の脅威が増すなかで、

し、さらに南下して京都盆地に広がりつつあります。1990年ごろから日本海側を中心に被害が増加ナラ類や、シイ類の大径木から枯れていきます。ビの一種により起こり、ミズナラ・コナラなどのが突然赤く枯れるナラ枯れが拡がっています。カ三山では、マツ枯れ跡に増えたコナラやシイ



在来種であるカシノナガキクイムシの攻撃によって枯死したナラ林(撮影・2009 年8月)



(写真起供・小林正秀 (2005) 「古都の森を守り活かす一モデルフォレスト京都」京都大学学術出版会、2008) 上・枯死したミズナラの根元にはフラスとよばれる粉が積もっています。カシノナガキクイムシが幹に引遣を掘った際の木屑や糞等が混じったものです。下・枯死木の等的断面。病原離の意楽によって黒褐色下・枯死木の幹的断面。病原離の意楽によって黒褐色で変色した綾書木の木口断面です。黒っぱく木規則な、緑状のカシノナガキクイムシの努入汎道が見えます。



学力の食者 示者では、北山八丁 中の温やは、北山八丁 中の温やはかまり、そ の後、東山を比叡山、 修学院、 乗等へと商 下。現在は大文学山か 下。現在は大文学山か 下。現在は大文学山か 下。現在は大文学山か 下。現在は大文学山か 下。現在は大文学山か

被害にあっています



関わり方の変化が、森林景観に反映します森に生息する動物や、人と森との

また、表土が流出し、山腹崩壊などの災害を起こべる野鳥などの生物の多様性に影響がでています。物などだけが繁茂して昆虫の種類が減り、虫を食しています。森の中では、シカの食べない有毒植りカが樹木の皮や森林の地表面の植物を食い尽く問題なっており、京都三山ではとくに深刻です。ニホンジカによる森林植生の食害は、全国的に

拡大しています。の双方ともに手入れしなくなったことで、竹林がよって使われなくなりました。竹林と周囲の里山として使われていた竹材は、石油製品の登場に竹林の拡大です。かつては生活資材や農業用資材森林景観を変化させているもう一つの要因が、

マダケ 古くから、竹ざる、花 かび、うちわの骨など の竹細工品や農漁業用 具、日本建築の壁下地 林、適園用の竹垣材料 など、竹材のなかでも もっとも多様に使われ

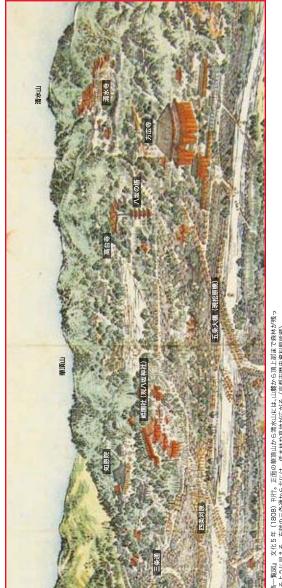


モウソウチク 中国原産の大形のタケ で主に首をとるため栽培されずるとるため栽培されず。日本のタケ ケでは最も大きく、高 さ 12m 径 20cm に達 します。筍は食用。皮 は食物を包むのに用います



過去からの 森林景観の変化を 考えてみましょう

京都は、東山・北山・西山の三山に囲まれ、 この盆地を鴨川や桂川が潤しています。 京都が都として成立したのは、豊かな森林と 清浄な水を得ることができたからです



華洛一覧図』 文化5年(1808)刊行。正面の華頂山から清水山には、山麓から頂上部まで森林が例でいるように見える。 左端の三条道から北には、 低木林や草地が広がる(京都市歴史資料館所蔵)

平安京遷都後は、都市の成長と ともに需要が高まった建築資材や 薪、柴などの生活資材が周辺の森 林に求められました。時代が下り、 人口が増えるにしたがって採取の 度合いは高まり、三山の森林景観 は常緑樹林からアカマツや落葉樹 の林に変容しました。

この森林景観の変化は、歴史的 史料によっても確認できます。応 仁の乱が終わった室町時代後期の 『洛中洛外図』、江戸時代後期の 『帝都雅景一覧』、『華洛一覧』、江 戸時代末期の『再選花洛名勝図会』 などは、その変容を如実に語って S#640°

京都の森林景観は、平安時代か らの過剰ともいえる採取によって 変貌します。そのことは、都の文 ↑ はさらに強まります。一方、 薪炭

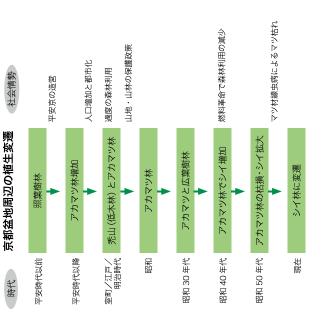
学・絵画・作庭などの芸術・文化 の基層をかたちづくることにもな りました。人為的な森林と山麓の 寺社仏閣との融合は、京都の人た ちが慣れ親しんだ景観です。

その森林景観は明治維新以降、 大きな転機を迎えます。江戸時代 も、森林利用には多くの制限が加 えられていました。これに加えて、 明治政府は森林防災のために伐 **採・採草の制限・禁止、植林奨励** などの政策を進め、森林景観を大 きく変化させる一因となります。

名勝地の東山や嵐山の社寺有林 の多くは国有化され、「禁伐」が徹 底されました。昭和初期から中期 にかけては風致地区指定や古都法 の地区指定を受け、「禁伐」の風潮

から化石燃料への転換に伴い、人 びとは柴や薪を求めて森林に入る ことがなくなり、アカマツ林や紅

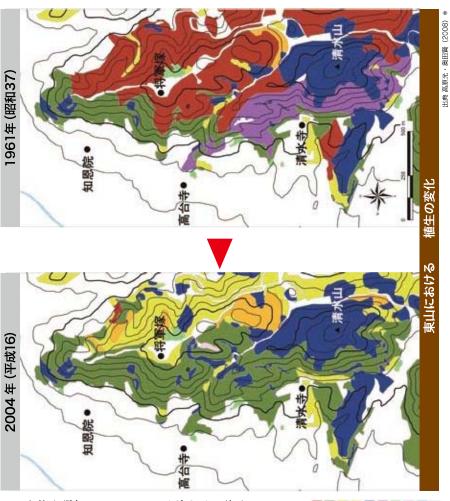
葉する柴山・薪山は、常緑広葉樹 林へと変化を始めました。



高原光・奥田賢(2008)『古都の森を守り活かす― 黑

近年の植生の変遷とその問題点

その一端が明らかにされつつあります航空写真の活用や現地調査などによる研究で、また、今後はどのように推移してゆくのでしょうか。どのように広がってきたのでしょうか。シイを中心とする常線広葉樹林は、



が京都観光の魅力を低下させることにな力の一つとなっており、その森林の劣化は、京都に多くの観光客を引きつける魅た景観や、日本庭園の借景としての森林の悪化、災害を誘発することになります。 麻林の持続・保全を困難にし、生活環境す。このような森林内の生物のバランスす。このような森林内の生物のバランス化は、自然界では当然の現象だといえまかれたようななながに強勢の消滅、そしてナラ類加による林床植物の消滅、そしてナラ類

 確生の遷移からみた京都盆地の森の変化
 「電性の電大体」
 は電視の電大体
 は、間が受け、対力などの陰間が侵入
 (1) 対立との陰間が侵入

 事業体被壊
 (1) で受時代以前)
 日本の別り取り
 日マン枯れによる
 ロシイ林

 田典高原光・奥田賢(2008) *
 *: 古却の森を守り活かす―モテルフォレスト京却。京都大学学術出版会、2008
 *: 古却の森を守り活かす―モテルフォレスト京却。京都大学学術出版会、2008

1961 年 シイ林面積は **8~7**ha

・イ本面積は X~ / ha
 森林全体の樹冠を占める割合は、アカマツを主とする植生が40%を占め、シイ林は11%でした。その後、シイ林は分布範囲を拡大し個体数を増やしつづけました。

2004年 シイ林面積は **32.** 1 ha 1961年の約4.7倍にアカマッが優占する権生はほとアカマッが優占する権生はほとんど見られなくなり、シイ林は38%まで増加。調査区域の北端にあたる栗田神社から南端の清閑寺付近まで、西側斜面ではほぼ連続して分布しています。株配が大く幹周りの太い木が多く見みられます。屋根を隔てた東側斜面のシイも着実に分布を広げています。

マツ林 常縁広葉樹林 落葉広葉樹林 マツ・路葉広葉樹林 スギ・ヒノキ江文林 マツ・ヒノキ記文林 無立木地 開放水域 RD・大地

るでしょう。

「京都伝統文化の森推進協議会」の活動

景観保全生態系保全森林利用 京都三山の森 国有林 民間企業等 森林整備·景観対策 専門委員会 襟づくり 京都伝統文化の森推進協議会 活動協力団体 活動のイメージ図 役員会 サポーター 文化的価値発信専門委員会 地域関係者 文化的価値の発信 歴史・文化価値情報発信森林文化市民連携

京都の森林のあるべき姿を描き、 その実現に向けて、みなさんとともに 大きな支援の環をつくろうとしています

京都三山の植生の変化を眼前にしているいま、 森林景観の保全のための取組が必要です。 寺社、 大学・研究機関、観光を含む産業界、森林ボラン ティア活動に取り組んできた多くの市民が国を始 めとする行政機関と連携する試みが集約的に進め られてきました。その結果、「京都の三山の森林 景観を守り育てよう」を合言葉に、平成り年2月、 林野庁・京都市・支援協力者が協力して、「京都 伝統文化の森推進協議会」が設立されました。

京都には自然と共生する文化が、さまざまな分 野で根付いています。「京都伝統文化の森推進協議 会」では、東山での新たな森づくりを通じて、伝統 文化を大切に発展させることを目的に活動を始め ています。京都の森林のあるべき姿の実現に向け 市民と共に大きな支援の環をつくり、京都の 善き文化を日本各地に発信します。

サポーターと活動協力団体

こんなことにも取り組んでいます

「伝統文化の森推進協議会」は

[活動協力団体] [サポーター] 青蓮院門跡 清水寺

清水自治会連合会 弥栄自治連合会 粟田自治連合会

ドットカム京都 24 霊友会青年部

ストアットリージェンツー 収

ウエスティン都ホテル京都 京都室町ライオンズクラブ

修道自治連合会

清水寺門前会 纸園商店街振興組合

高台寺 モミの植樹

東山保勝会





カシナガキケイムシの被害木の活用 (製作: 林野庁京都大阪森林管理事務所)

シイの計画的な伐採

0

活動内容

- ① 京都三山の文化的価値を整理し、シンポジウム、ホームページ等で世界 に発信します。
- ②京都三山の歴史的背景をふまえ、現在の森林整備の方針を検討します。
- ③ 間伐や植栽による林相改善事業を実施します。また、過去に実施した <mark>施業のモニタリングをおこない、</mark>施業の実証性の検証をおこないます。
- ④ 木材の活用等、自然と共生する文化の創造にむけて、市民参加による イベント、取組等をおこないます。
- 「京都伝統文化の森推進協議会」では、当協議会の趣旨に 賛同し、サポーターとなっていただけるボランティア団体、 NPO、企業、自然愛好家の方がたを募集しています。